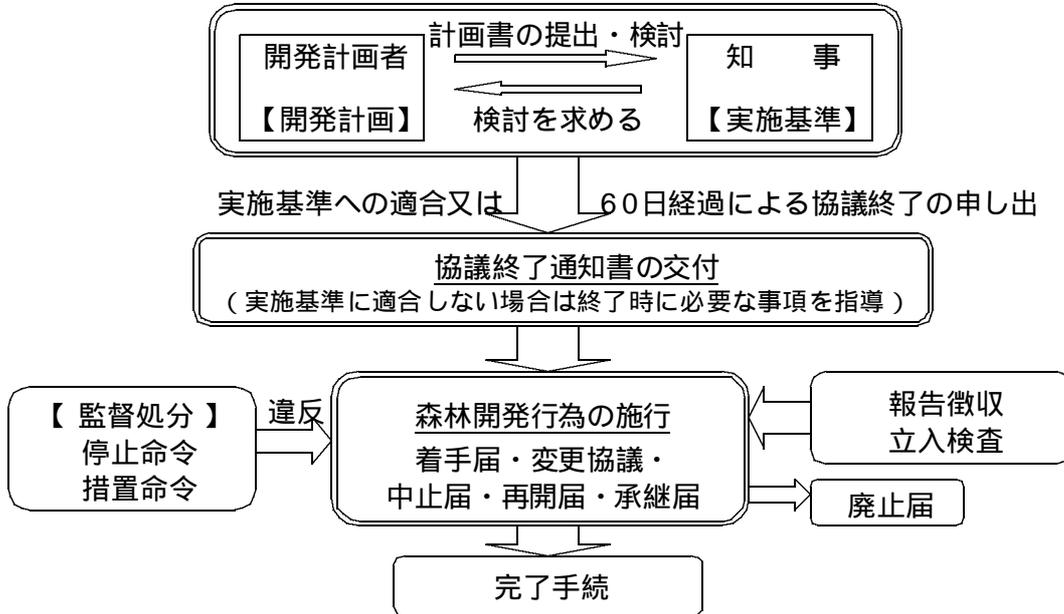


森林開発行為の計画的かつ適正な施行の確保のための制度の概要

森林開発行為の協議制度

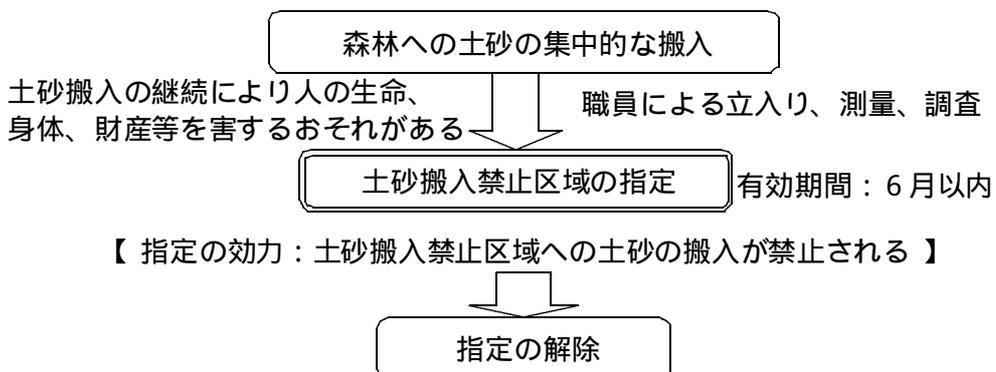
【 開発計画者は、開発計画について知事と協議しなければならない 】



森林開発行為：地域森林計画の対象民有林（保安林等を除く）内の土地の形質の変更で、1 ha以下の行為
 協議の対象外：一定規模以下の行為、公益性が高い事業に係る行為、法令の許認可等を受けて行う行為、国・地方公共団体が行う行為 等

土砂搬入禁止区域の指定制度

【 知事は、森林において土砂搬入禁止区域を指定することができる 】
 【 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない 】



罰 則

協議終了通知書の交付を受けずに森林開発行為を行った者、停止命令・措置命令に違反した者、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者等に対する罰則を定める。